

外壁（中央西棟）改修工事

仕様書

1 工事概要

1-1 適用範囲

本特記仕様書は「改修工事」に適用する。本特記仕様書では、本業務の基本的内容について定め、仕様書に明記されていない事項であっても、業務上または、性質上、当然必要と思われるものについては、仕様書等の記載の有無にかかわらず、受注者の責任において実施するものとする。

1-2 工事場所

神奈川県立循環器呼吸器病センター（以下「センター」という。）

1-3 履行場所

神奈川県横浜市金沢区富岡東六丁目 16 番 1 号

1-4 履行期間

契約日から令和 6 年 8 月 31 日まで。本期間内には手直し工事等の期間を含む。

1-5 履行範囲

別紙仕様書参照

1-6 工程管理

1-6-1 常に業務の進捗状況について管理し、円滑な業務の進行に努めるものとする。また、必要に応じて作業の開始及び終了時に作業内容、進捗状況を発注者に説明するものとする。

1-6-2 業務履行上、やむを得ずセンターの運営業務に支障を及ぼす場合は、その時期、期間、実施方法、安全管理体制等について事前に発注者と十分協議を行い、予め影響範囲に周知の上、本業務を行うものとする。

1-6-3 本工事完了後、完成内容、検査及び試験結果に関して、完成図書を提出すること。

1-7 作業日及び施工時間

工事の施工は原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。ただし、設計図書に定めのある場合又は本業務の都合上、作業日・作業時間の変更を必要とする場合は、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。

1-8 仮設電力等

施工上必要な電力及び用水については、支障のない範囲内で支給するものとする。

1-9 現場管理

1-9-1 業務に関わる現場代理人等については、必要な知識と経験を有するものとする。

1-9-2 現場代理人等は、現場において、常に火災、盗難その他災害時この予防対策について十分注意を払うものとする。

1-10 発生材

発注者が必要と判断した発生材については、指定場所に置くものとする。

1-11 敷地内の使用

隣地に資材のストックヤード等として仮設エリアを使用する場合には、あらかじめ計画図を作成し、発注者の承諾を受けるものとする。また、施工中に既存施設を損傷した場合は、受注者の負担により速やかに復旧するものとする。

2 安全管理

2-1 一般事項

受注者は、「労働安全衛生法」及び「消防法」その他関連法規等の定めるところにより、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害等防止に努めなければならない。なお、これに伴う費用については、受注者の負担とする。

2-2 安全対策

2-2-1 現場従事者には、常に作業手順及び作業工程を周知し、作業に適した安全対策を講ずるものとする。

2-2-2 センターを使用しながらの工事となるため、来院者等の安全確保に十分に注意し、注意喚起の設置、安全対策措置をとる。

2-2-3 作業・車両の使用においては来院者等の安全に十分配慮し、誘導員を配置するなど、必要な対策を行うこと。

2-2-4 作業に際し、車両の出入りは発注者の指示に従い、外来駐車場等へ進入する必要がある場合は、あらかじめ発注者に連絡すること。

2-3 緊急時の対応

2-3-1 受注者は、業務中に事故・火災等が発生した場合には、迅速に適切な応急措置を講ずるとともに、事故・火災等の経過・被害の状況及び事故・火災等の原因等を早急に調査し、遅滞なく発注者に報告するものとする。

2-3-2 受注者は、事故・火災等によりセンター等が損傷した場合には、復旧について発注者と協議のうえ、その指示に従うこと。

2-4 免許及び資格等

免許及び資格等を必要とする工事については、有資格者の配置とともに、実施にあたり必要に応じて免許資格証明書等の写しを発注者に提出しなければならない。

2-5 後片付け

受注者は、業務完了後、速やかに後片付けを完全に行うものとする。

3 工事内容

3-1 外壁改修工事（別紙仕様書参照）（付随する仮設工事および防水改修工事を含む）

4 その他

4-1 業務の処理

4-1-1 受注者は、業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて資料を作成するものとする。

4-1-2 受注者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、発注者と連絡をとり、かつ、十分に打合せをして業務の目的を達成しなければならない。

4-1-3 受注者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに発注者の検査を受けることとする。

4-2 一般事項

4-2-1 業務履行にあたっては、発注者と十分な打ち合わせを行い実施する。

4-2-2 業務履行に必要な消耗品、機械器具等は一切受注者の負担とする。

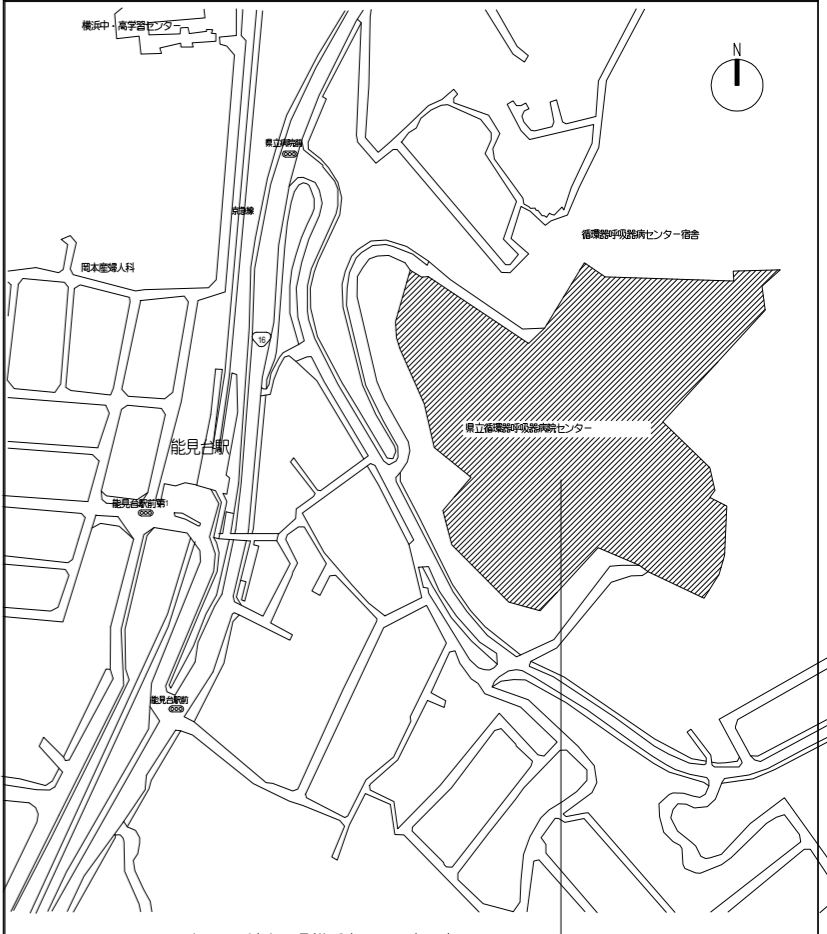
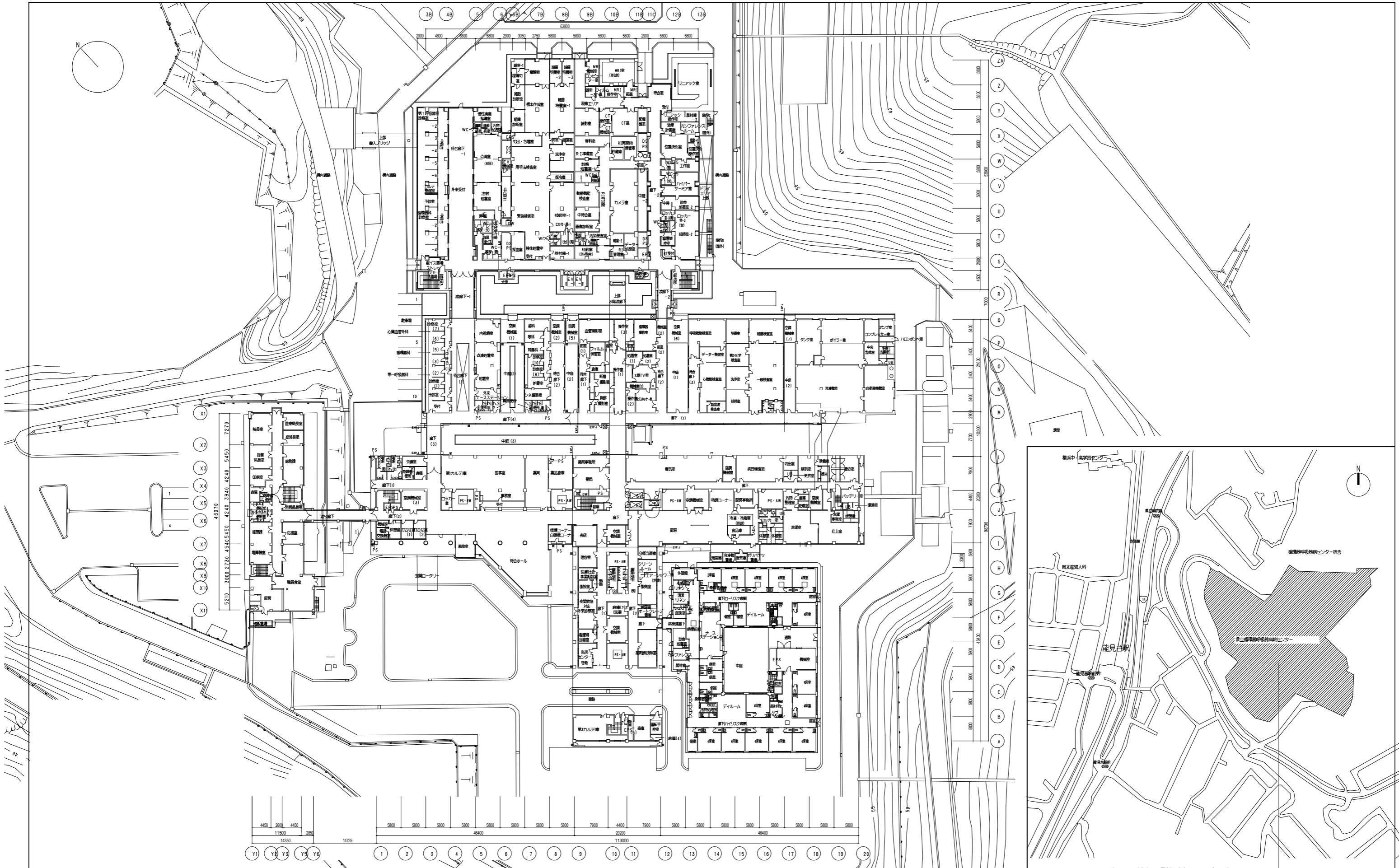
- 4-2-3 受注者は、危険防止並びに従事者の安全確保に必要な措置を講じなければならない。
- 4-2-4 業務履行中、受注者またはその従業員の事故については、発注者はその責を負わない。
なお、事故が生じた場合は直ちに発注者へ連絡すること。
- 4-2-5 業務履行中、受注者は建物・施設・第三者に故意又は過失により損害を与えた場合は、その賠償を行わなければならない。
- 4-2-6 仕様書の解釈について疑義を生じたとき又は、仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、定めるものとする。
- 4-2-7 院内には新型コロナウイルス感染症陽性患者や結核患者が療養中であるため、作業時に院内への立ち入りを制限する場合がある。このことについて予め了解の上で作業を行うこと。

神奈川県循環器呼吸器病センター
中央西棟大規模修繕工事

仕様書

令和6年4月

番号	名称
A 01	表紙・図面リスト
02	案内図・配置図
03	特記仕様書-1
04	特記仕様書-2
05	改修範囲図1F
06	改修範囲図2F
07	改修範囲図3F
08	改修範囲図4F
09	改修平面図・建具表1F
10	改修平面図・建具表2F
11	改修平面図・建具表3F
12	改修平面図・建具表4F
13	立面図-1
14	立面図-2



計画地：神奈川県横浜市金沢区富岡東6-16-1

※()内 線図はA3規格の縮尺を示す
 神奈川県循環器呼吸器センター中央西棟大規模修繕工事

特記仕様書	
第1編 共通事項	
第1章 工事概要	<p>1.1 工事件名</p> <p>神奈川県立循環器呼吸器病センター中央西棟大規模修繕工事</p> <p>1.2 工事場所</p> <p>神奈川県横浜市金沢区富岡東六丁目1番6</p> <p>1.3 工事範囲</p> <p>中央西棟の一部</p> <p>1.4 工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁改修工事 <p>1.5 工事期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約締結日から令和6年8月31日までとする。工事着手、詳細工程については、監督員、受注者、発注者との協議による。 <p>1.6 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は既存部分を使用しながらの工事である。安全管理には十分注意の上工事を行うこと。特に仮設計画及び工事工程については、発注者のスケジュールを十分に把握し、関係関係者及び監督員と協議・承諾の上、施工にかかること。 院内には新型コロナウイルス陽性患者や結核患者が療養中であるため、作業区域内外への立ち入りを制限する必要がある。このことについて予め了解の上で作業を行うこと。
	<p>2.1 適用範囲</p> <p>(1) 契約書及び設計図書は、相互に補充する物とする。ただし、設計図書間に関連がある場合の優先順位は、次の①～③までの順番のとおりとする。また、これによることが困難な場合は、監督員と協議による。</p> <p>①質疑回答書 ②特記仕様書 ③図面</p> <p>(2) 本工事は、設計図書に依り施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に依り施工する。</p> <p>(3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。</p> <p>2.2 特許権等の調査について</p> <p>本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。</p> <p>2.3 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等</p> <p>(1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講ずべき者として、本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。</p> <p>(2) (1)の指名に基づき、労働安全衛生法第5条、第5条の2及び第5条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。</p> <p>ア 統括安全衛生責任者 イ 元方安全衛生管理者 ウ 店社安全衛生管理者</p> <p>2.4 かし等調査への立会い</p> <p>工事目的物の引渡し日から、一年以内（又は二年以内）にかし等調査（工事請負契約書第41条第1項のかし及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、受注者はその調査に立ち会うものとする。</p> <p>2.7 各種点検、調査、見学会等への協力</p> <p>(1) 監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種 点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。</p> <p>(2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。</p> <p>(3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。</p>
第4章 施工区分	<p>4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い</p> <p>本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者の負担とする。 発注者の支給とする。

第1章 総則
<p>第4節 材料</p> <p>1.4.1 環境への配慮</p> <p>(1) 工事（解体のみの工事は除く。）の施工に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき策定された、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）（廃しにおける工事の場合は、「東京都廃し地域における環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都））により環境負荷を低減できる資材等を選定する。</p> <p>東京都環境物品等調達方針（公共工事）等については、東京都ホームページで最新版を参照する。</p> <p>ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。</p> <p>(7) 特別品目</p> <ul style="list-style-type: none"> 低VOC塗料 ノンフロン断熱材 再生木質ボード類 再生骨材（・L・M）を用いたコンクリート 再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート <p>(f) 特定調達品目</p> <ul style="list-style-type: none"> 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成材） <p>(9) 調達推進品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>イ 受注者は、ア以外のもので、東京都環境物品等調達方針（公共工事）に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。</p> <p>ウ 受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト（財務局版）」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。</p> <p>エ 受注者は、環境物品等の調査が完了したときは、使用した環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト（財務局版）」を添付した報告書を監督員に提出する。</p> <p>また、当該チェックリストの電子情報を格納したCD-R等を、併せて監督員に提出する。</p> <p>なお、これらの（実績）チェックリストの電子情報については、監督員が貸与したファイルから作成する。</p> <p>(2) 化学物質を放散させる建築材料等</p> <p>イ 設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次による。</p> <p>規制対象外</p> <p>(f) JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品</p> <p>(4) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の1第4項に規定する国土交通大臣認定品</p> <p>(9) 次の表示のあるJAS規格品</p> <p>a 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用</p> <p>b 接着剤等不使用</p> <p>c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用</p> <p>d ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用</p> <p>e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用</p> <p>f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用</p> <p>1.4.2 材料の品質等</p> <p>(1) 本工事に使用する材料のうち、新品を使用しなくてもよいものは、次によるほか、(8)による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>(8) 再生材の品質は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）の最新版による。（「土木材料仕様書」については、東京都建設局ホームページを参照する。） http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/ 再生クラッシュラン(RC-40、RC-30) 再生粒皮調整砕石(RM-40、RM-30) 再生砂(RC-10) 再生加熱アスファルト混合物 改良土 粒状改良土 流動化処理土 再生骨材Lを用いたコンクリート コンクリート用再生骨材H <p>1.4.4 材料の検査等</p> <p>(1) 本工事に使用する材料は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（平成24年4月東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。</p> <p>(4) 標準仕様書に定める試験機関等については、都市整備局ホームページhttp://www.toshiseibimetro.tokyo.jp/kenchiku/bousai/ken_t07.htmlに記載されているので、参照する。</p>

第1章 総則																																															
<p>1.4.6 アスベスト含有建材の取扱い</p> <p>(1)イ事前調査において、材料の石棉含有が判明しない場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 含有の有無をJIS A 1481-1、1481-2又は1481-3に基づく分析方法によりクリンタイト、アモサイト、クロソライト、アクチノライト、アンソナイト及びトリモライトを含む全ての種類の石棉について、調査し、記録する。 また、試料採取に際して、石棉の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石棉飛散防止剤（固化材）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修する。 なお、この場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。ただし、設計図書等において、別に調査する材料等があらかじめ指定されている場合を除く。 <p>(2) 本工事の対象である建築物その他の施設等において、石棉が含有していることが判明している建材等は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 石棉含有建材の使用は、確認されていない。 設計図書による。 <p>○ 次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材料の種類</th> <th colspan="2">使用箇所</th> <th rowspan="2">使用規模 (㎡)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>壁名</th> <th>部位等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クリンタイト</td> <td>外部</td> <td>外壁・柱型</td> <td>改修範囲全て</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 石棉含有建材の取扱いは、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」による。 監督員の指示による。 <p>第5節 施工調査</p> <p>1.5.3 施工数量調査</p> <p>施工数量調査の調査範囲及び調査方法は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>1.5.5 調査のための破壊部分の補修</p> <p>補修方法は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>第6節 施工</p> <p>1.6.2 技能士</p> <p>技能士の適用は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>1.6.4 施工の検査等</p> <p>見本施工の実施は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施する。 実施しない。 <p>1.6.7 排出ガス対策型建設機械</p> <p>次の建設機械は、排出ガス対策型建設機械を用いるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力71.5～260kW） バックホウ ホイールローダ ブルドーザ 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。） 空気圧縮機（可搬式） 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） ホイールクレーン（ラフテレンクレーン） ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ） （道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による排出規制を受けている建設機械は除く。） <p>1.6.8 低騒音・低振動型建設機械</p> <p>(1) 次の建設機械は、低騒音型を用いるものとする。</p> <p>ア バックホウ イ クラムシエル ウ トラクターシベル エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン オ 油圧式杭圧入機 カ アースオーガー キ オールゲーシング型静機 ク アースドリル ケ ロードローラ、タイヤローラ及び振動ローラ コ アスファルトフィニッシャー サ 空気圧縮機 シ 発動発電機</p> <p>(2) 次の建設機械は、低振動型を用いるものとする。</p> <p>ア バイブロンママー</p>	材料の種類	使用箇所		使用規模 (㎡)	備考	壁名	部位等	クリンタイト	外部	外壁・柱型	改修範囲全て																																				
材料の種類		使用箇所				使用規模 (㎡)	備考																																								
	壁名	部位等																																													
クリンタイト	外部	外壁・柱型	改修範囲全て																																												

第1章 総則	
<p>第8節 しゅん工図等</p> <p>1.8.1 完成時の提出図書</p> <p>(1) 提出図書</p> <p>ア しゅん工図は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成する（「1.8.2 しゅん工図」による。）。 作成しない。 <p>イ しゅん工写真集は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成しない。 アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、2部とする。 <p>ウ 保全に関する資料は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成する（「1.8.3 保全に関する資料」による。）。 作成しない。 <p>1.8.2 しゅん工図</p> <p>しゅん工図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、しゅん工原図としてもよい。種類、記入内容及び提出部数は、次による。</p> <p>(1) しゅん工原図 部</p> <p>(2) 見附製本 (A1) 部</p> <p>(A2) 部</p> <p>(A3) 部</p> <p>黒表紙（厚紙）金色文字入りとする。</p> <p>(3) 電子データ版 (CD-R等) 2部</p> <p>1.8.3 保全に関する資料</p> <p>(1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。</p> <p>ア 建物保全データ 電子データで2部</p> <p>監督員より対象施設の設計等における建物保全データを受領し、しゅん工時に更新したものを提出する。</p> <p>イ その他の保全に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 付属品等引渡し通知書 試験成績書 官公署届出書類（副本） 官公署届出書類の写し 鍵・備品・工具リスト ・キーボックス 保証書 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書・装置の運転説明書等） メーカーリスト 受注者及び下請業者、材料メーカーの連絡先 <p>※官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出すること。</p> <p>1.8.4 電子納品</p> <p>(1) 本工事は、電子納品対象工事とする。</p> <p>電子納品については、東京都ホームページで「神奈川県 電子納品適用ガイドライン」（県土整備局）の最新版を参照する。</p> <p>(2) 電子納品対象成果物は、次によることとし、詳細は監督員との事前協議による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「1.2.5 試験、施工等の記録(3)」による工事記録写真 「1.8.1 完了時の提出図書(1)イ」によるしゅん工写真 「1.8.2 しゅん工図(3)」によるしゅん工図 「1.8.3 保全に関する資料(1)」による建物保全データ及びその他の保全に関する資料 標準仕様書1.1.10(1)による施工体制台帳 標準仕様書1.1.10(2)による施工体系図 標準仕様書1.2.2(1)による施工計画書 標準仕様書1.2.4(1)による施工報告書等 標準仕様書1.2.4(2)による協議記録等 標準仕様書1.2.5(1)による試験等の記録 <p>(3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん工図の作成以外の用途に使用してはならない。 CADデータの著作権者名： 貸与しない。 <p>特記事項</p> <p>※法的届出が必要なものは届出を行うこと。</p>	
※()内 欄内はA3版紙の幅尺を示す	
神奈川県循環器呼吸器センター中央西棟大規模修繕工事	
A-03	特記仕様書1
DATE 24.4	

第1節 一般事項

2.1.3 仮設材料
(2) 仮設材料のうち、次のものは新品を使用する。

第2節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等

2.2.4 仮囲い等

仮囲いについては、別途指示する位置に、次のものを設置する。
・ 万能鋼板 H=3.0m
・ 波形鋼板 H=1.8m
・ フェンス/ポリガード H=1.8m
仮囲い以外の指定する仮設は、次による。
・ 仮設計画図による。

2.2.5 足場等

第3節 材料置場、下小屋その他仮設物

2.3.4 監督員事務所の規模、仕上げ、備品等

監督員事務所の設置は、次のよう。
○ 設置しない。
・ 設置する。
(1) 監督員事務所の規模は、次による。
(2) 標準仕様書に記載した監督員事務所の備品以外で設置するものは、次による。

2.3.5 受注者事務所等

(1) 作業員用の便所は、次による。
○ 隣地空き地に設置し、水洗式とする。
(2) 女性作業員用の更衣室は、次による。

第5節 既存部分の養生

2.5.2 既存部分の養生

(1) 既存部分の養生は次による。
○ ブルーシート程度
(2) 固定された備品等の移動は、次による。
・ 行う(図示による。)。
・ 行わない。
(4) 既存家具等の養生は次による。
・ ビニール養生
(6) 既存ブラインド、カーテン等の養生方法及び保管場所等は次による。
・ 協議による。

2.5.3 仮設間仕切り

(1) 仮設間仕切り等の種別、下地、材種、厚さ、塗装等は、次による。

Table with 4 columns: 種別, 仮設間仕切りの仕様, 厚さ(mm), 塗装の有無. Rows include A種, B種, C種, D種, E種, F種.

(2) 仮設屏の設置箇所及び種別は次による。
・ 図示による。

8 遮熱防水

Table with 6 columns: 工法, 種別, 施工箇所, 仕上塗料, 高日射反射率, 備考. Includes rows for M3X and L4X.

9 シーリング

シーリング改修工法の種類
・ シーリング充填工法
○ シーリング再充填工法
・ 拡張シーリング再充填工法
・ フリッジ工法
ボンドブレーカー張り
エッジング材張り

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修仕様表3.7.1による。

Table with 2 columns: 施工箇所, シーリング材の種類(記号). Rows include 外壁目地, サッシ外周部, サッシ・水切り取り合い.

第1節 一般事項

2.4.1.5 外壁改修工法の種類

外壁改修工法は、次による。

Table with 4 columns: 既存外壁仕上げ, 改修工法, 欠損部, 浮き部. Includes rows for コンクリート打放し, モルタル塗り, タイル張り, 目地改修.

2.4.1.6 外壁改修塗り仕上げの種類

外壁改修塗り仕上げは、次による。

Table with 4 columns: 既存外壁仕上げ, 改修工法, 劣化, 剥離, ひび割れ. Includes row for 塗り仕上げ.

第2節 材料

2.4.2.2 工法別使用材料

- (1) 樹脂注入工法ご使用するエポキシ樹脂は、次による。
・ 低粘度形
・ 中粘度形
(2) Uカットシール充填工法用材料
ア シーリング用材料は、次による。
・ 1成分形ポリウレタン系シーリング
・ 2成分形ポリウレタン系シーリング
○可とう性エポキシ樹脂
(3) シール工法用材料の適用は、次による。
・ 可とう性エポキシ樹脂
(4) 充填工法用材料の適用は、次による。
○ ポリマーセメントモルタル
(5) アンカーピンニング注入工法用材料
ウ アンカーピンの材質等は、次による。
○ ステンレス
(6) 注入口付アンカーピンニング注入工法用材料
ウ 注入口付アンカーピンの材質等は、次による。
(7) モルタル塗り工法用材料
既製目地材の適用及び形状は、次による。

(10) 塗り仕上げ用材料
ア 仕上塗料の種類、呼び名、仕上げの形状等は、次による。

Table with 3 columns: 種類, 呼び名, 仕上げの形状等. Includes rows for 薄付け仕上塗料, 厚付け仕上塗料, 複層仕上塗料, 軽量骨材仕上塗料, 可とう形改修用仕上塗料.

第4節 モルタル塗り仕上げ外壁の改修

2.4.4.5 樹脂注入工法(2.4.3.4 樹脂注入工法)

樹脂注入工法の種類等は、次による。

Table with 5 columns: 注入工法の種類, ひび割れ幅(mm), 注入口間隔(mm), 注入量(ml/mm), 備考. Includes rows for 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法, 手動式エポキシ樹脂注入工法, 機械式エポキシ樹脂注入工法.

(6) ア コア抜きによるひび割れ部の注入状況の検査は、次による。
・ 行う。(抜き回数 個)
・ 行わない。
エ 抜き部の補修方法は、次による。

2.4.4.6 Uカットシール材充填工法(2.4.3.5 Uカットシール材充填工法)

(4) エ シーリング材の上のポリマーセメントモルタルの充填は、次による。
○ 行う。
・ 行わない。

2.4.4.10 アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

2.4.4.11 アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法

2.4.4.12 アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

2.4.4.13 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

2.4.4.14 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法

2.4.4.15 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

アンカーピンの本数、充填量等は、次による。

Table with 4 columns: 改修工法の種類, アンカーピンの本数, 注入口の箇所数, 充填量. Includes rows for アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法, アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法, アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法, 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法, 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法, 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法.

第6節 塗り仕上げ外壁等の改修

2.4.6.3 既存塗膜等の除去及び下地処理

既存塗膜の劣化部の除去、下地の処理工法等は、次による。

Table with 3 columns: 工法, 処理範囲, 下地面の補修. Includes rows for サンダー工法, 高圧水洗工法, 塗膜はく離削工法, 水洗い工法.

(2) 下地調整で、下地調整塗材に代えて使用する場合は、次による。
○ ポリマーセメントモルタル
・ 防水形仕上塗材材材

2.4.6.7 所要量等の確認(15.5.7 所要量等の確認)

所要量等の確認は、次による。
○ 製造所所定のm2当たりの数量を使用後空き缶数にて換算して確認する。

2.4.7.3 既存外壁の処置

- (1) 既存外壁の仕上材の撤去は、次による。
○ 同時吸引超高圧水洗工法
(2) 下地面の清掃は、次による。
(3) 断熱材を設置する部分の下地に欠損部がある場合の改修工法は「2.4.1.5 外壁改修工法の種類」により、適用は次による。
(4) 断熱材の施工は、次による。
・ 図面による。
(5) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法は、次による。

2.4.7.4 工法

(1) 通気層の有無及び厚さは、次による。

(4) 断熱材の施工は、次による。
・ 図面による。

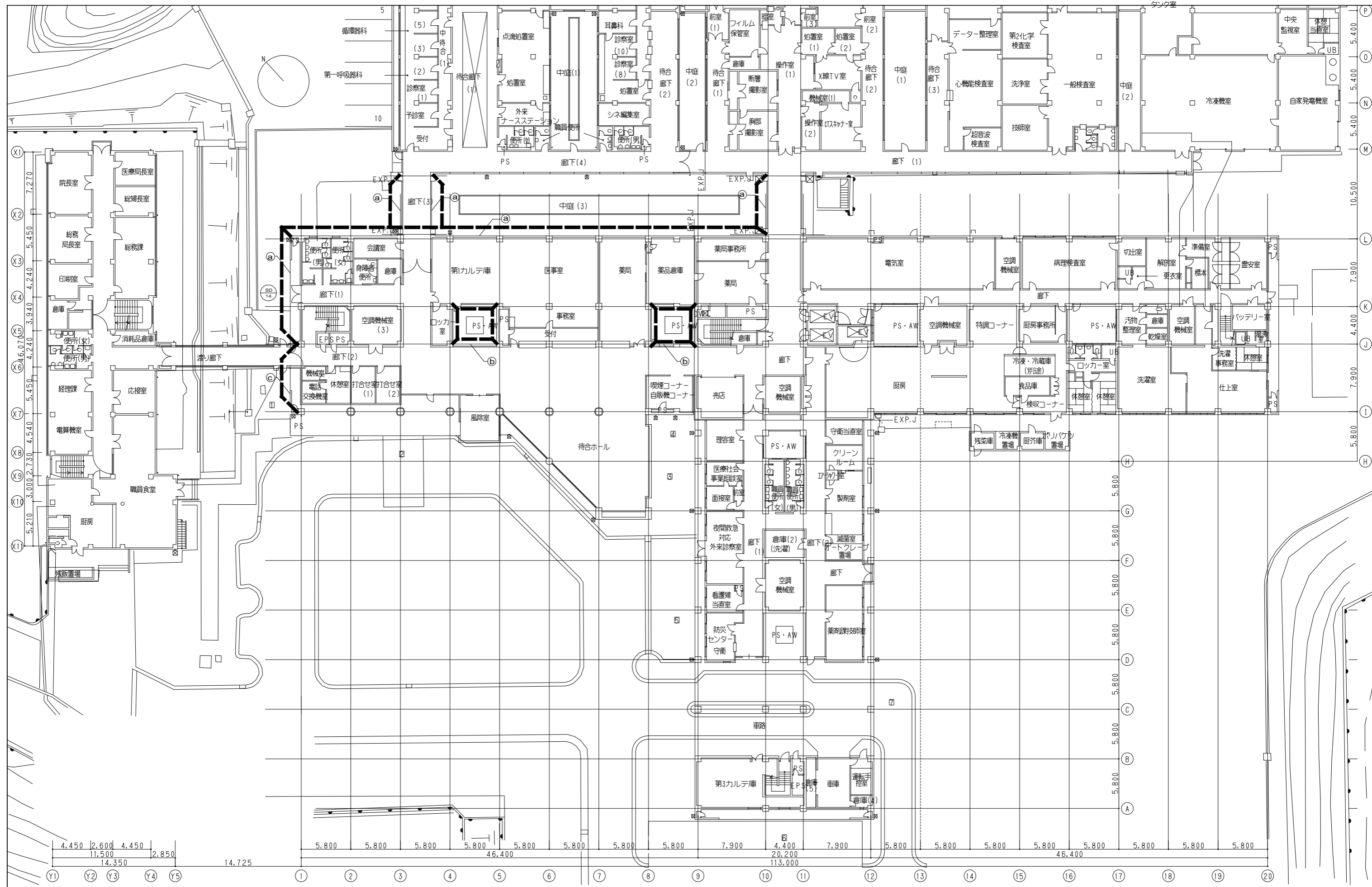
(5) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法は、次による。

Table with 2 columns: 風速(Ve), 地表面粗度区分. Includes rows for I, II, III, IV.

(6) 外装材の施工は、次による。

※()内 数字はA.3.6図の単位を示す

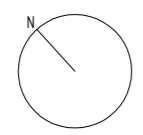
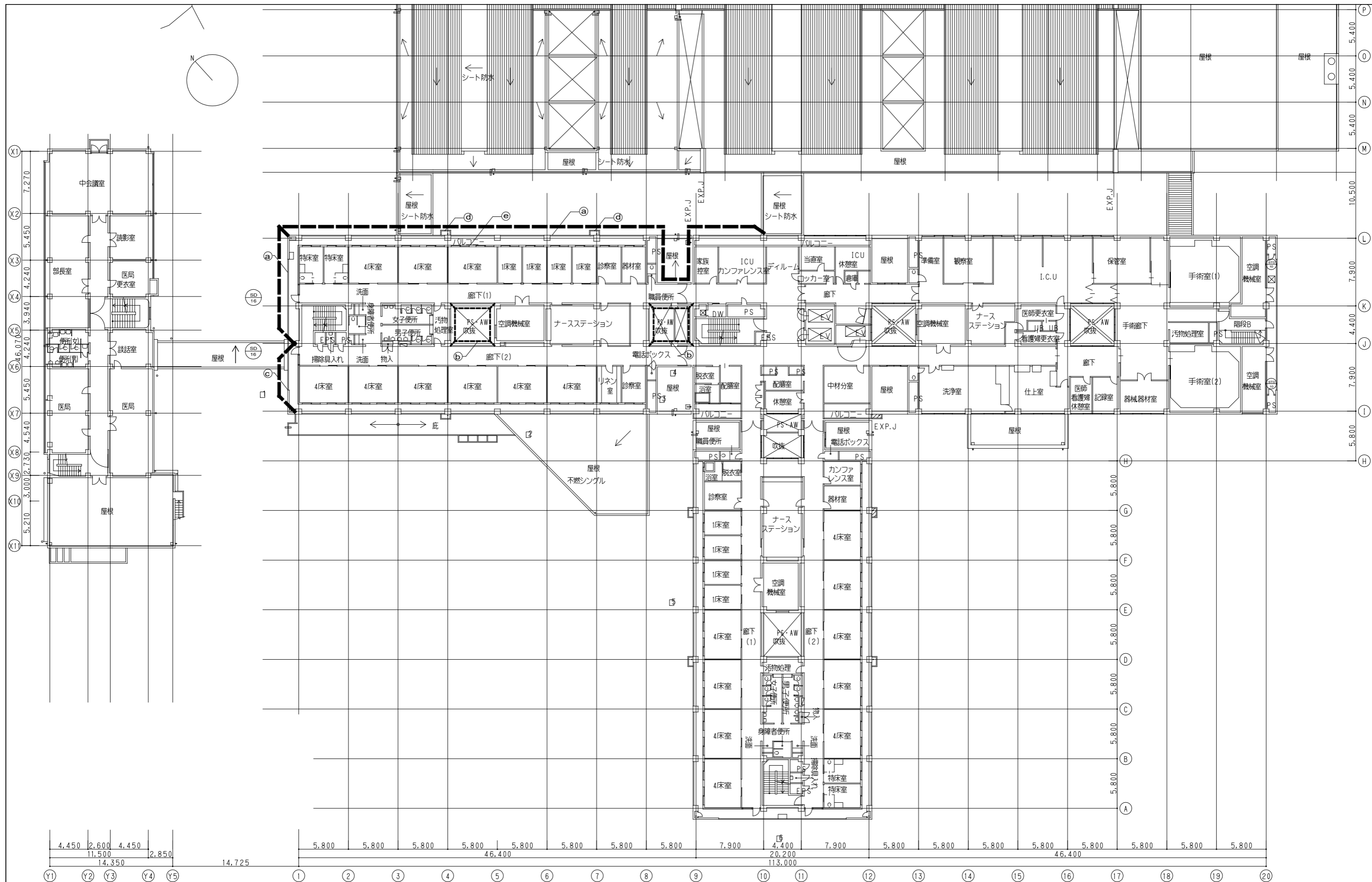
神奈川県循環器呼吸器センター中央西棟大規模修繕工事



※()内 線内はA3規格の扉尺を示す
 神奈川県循環器呼吸器センター中央西棟大規模修繕工事

改修範囲図

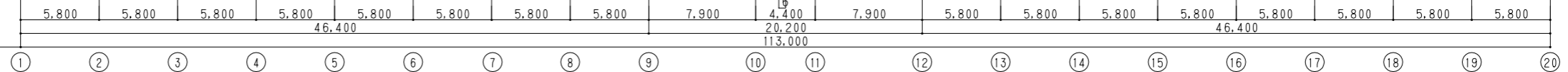
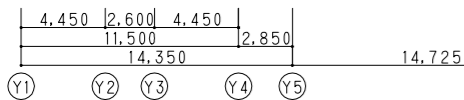
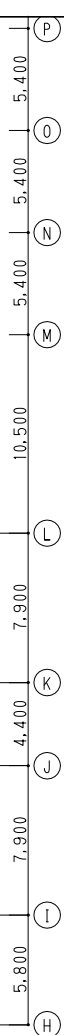
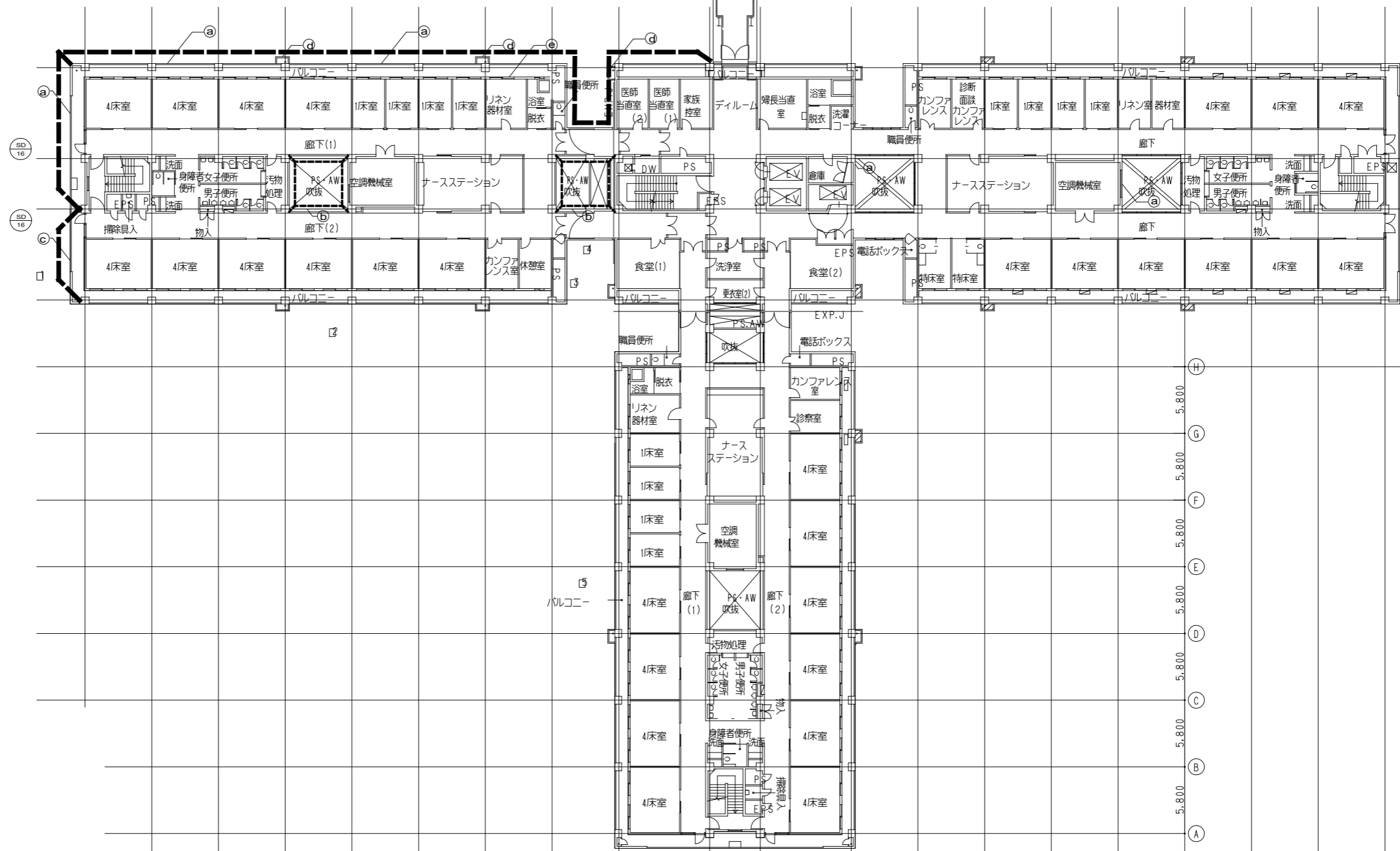
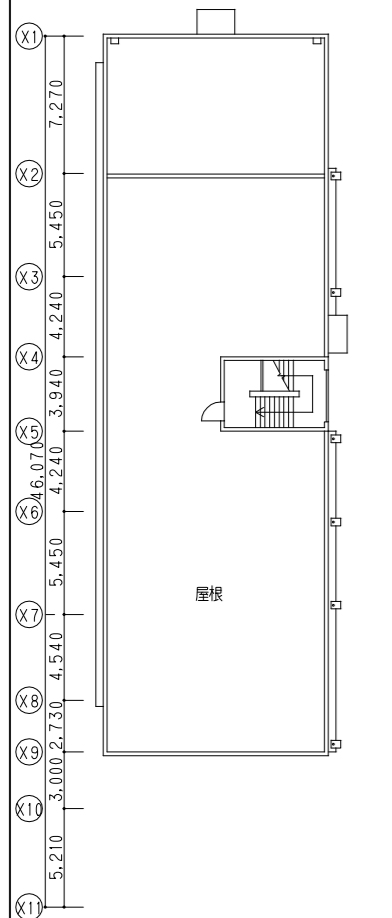
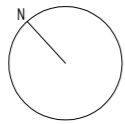
A-05 改修範囲図 1F DATE 24.4



※()内 線図はA3図面の縮尺を示す
 神奈川県循環器呼吸器センター中央西棟大規模修繕工事

改修範囲図

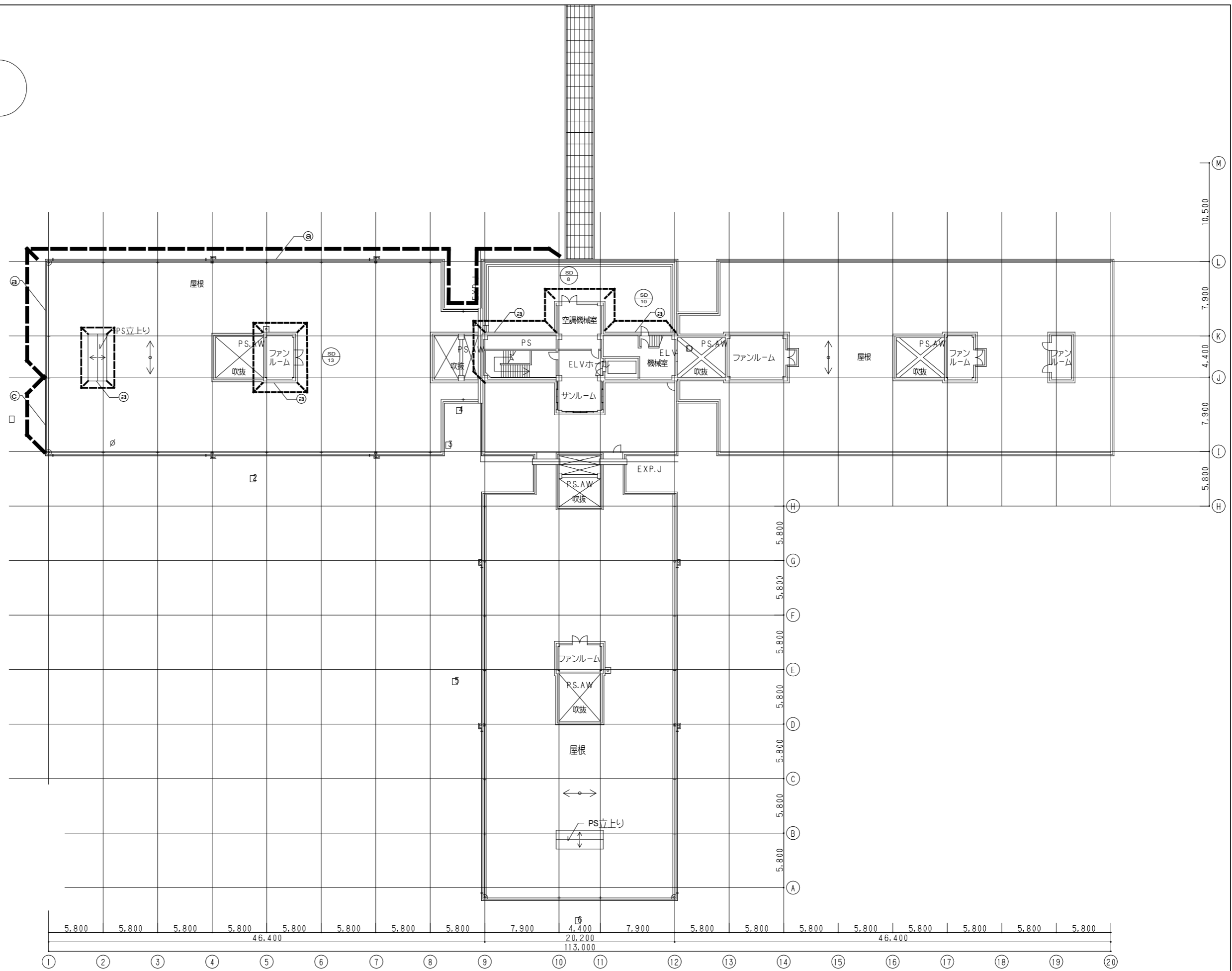
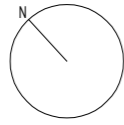
A-06 改修範囲図 2F DATE 24.4



※()内 数字はA3縮図の寸法を示す
 神奈川県循環器呼吸器センター中央西棟大規模修繕工事

改修範囲図

A-07 改修範囲図 3F DATE 24.4



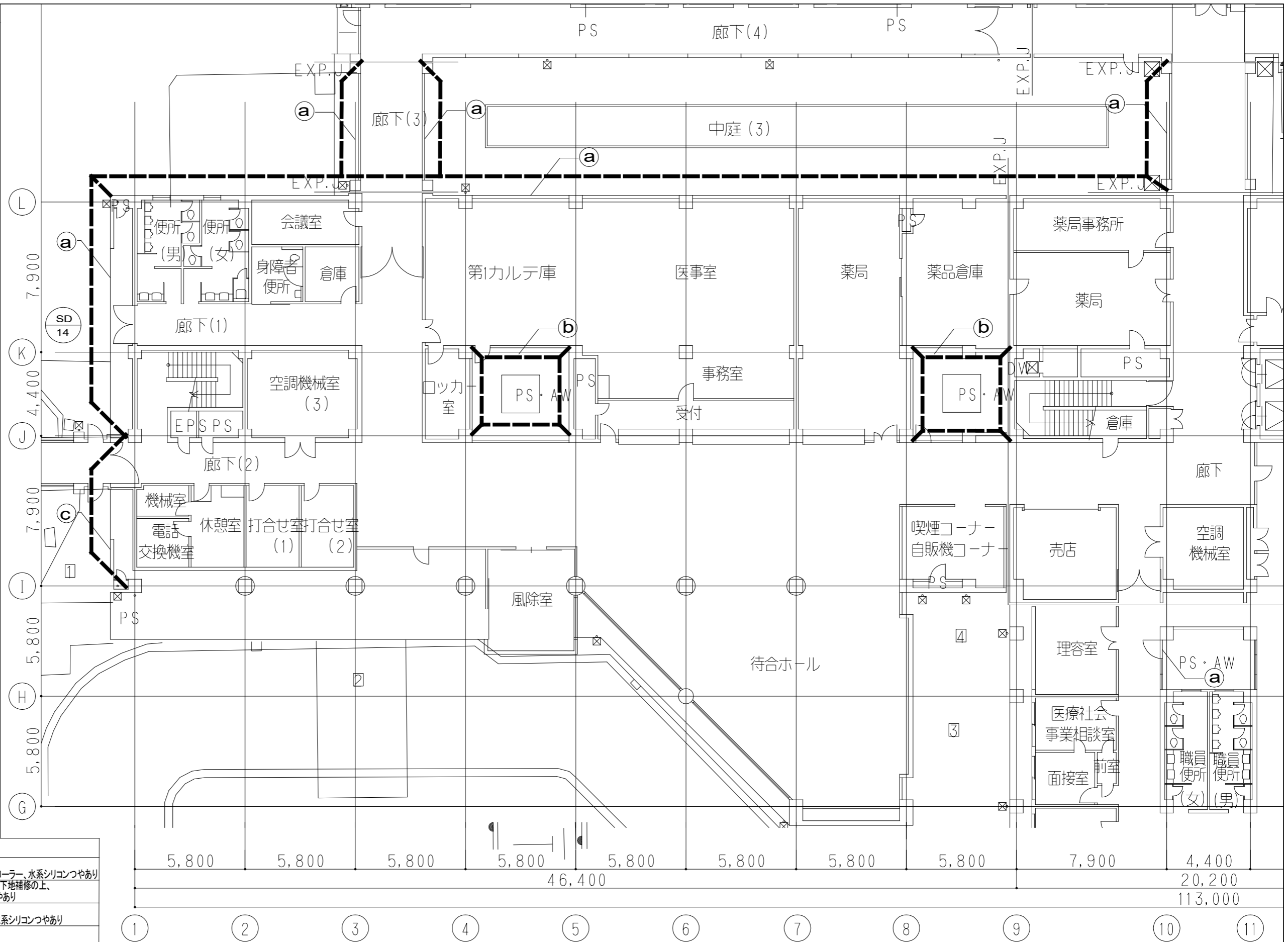
※()内 欄尺はA3版の欄尺を示す
神奈川県循環器呼吸器センター中央西棟大規模修繕工事

改修範囲図

A-08 改修範囲図 4F DATE 24.4

建具表

記号 名称	②	両開きドア
形状	475 2000 VFL 1000 1000	
室名・個数	1階 廊下	2
材料・仕上・見込	ステンレス SOP (再塗装)	70
硝子	ランマ:FL-4	
附属金物	附属金物一式	



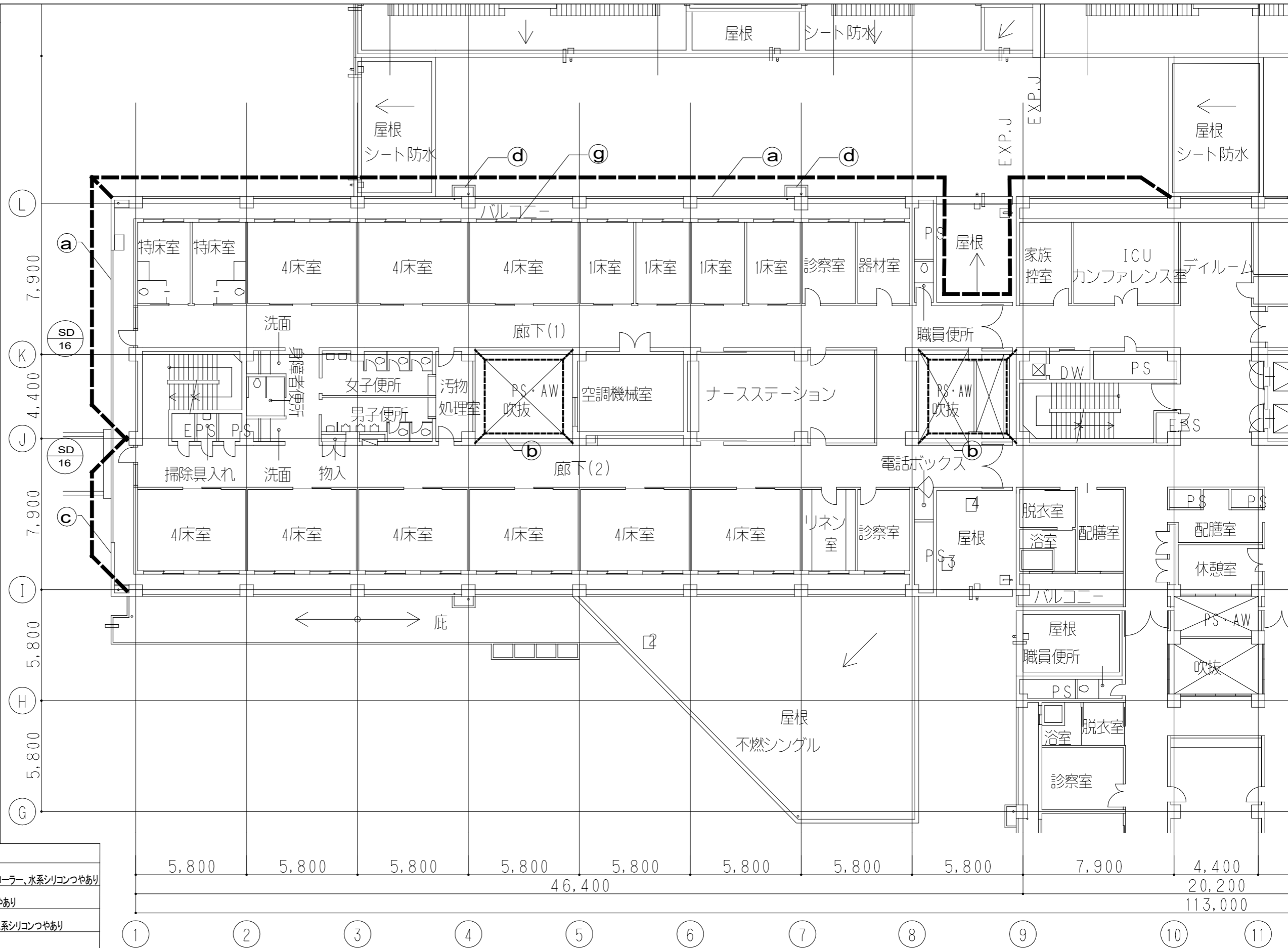
符号	項目
①	コンクリート化粧打放し(RE-T) 高圧洗浄+下地補修の上、可とう形複層塗材E:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり
②	コンクリート化粧打放し(RE-T) 高圧洗浄+下地補修の上、 可とう形改修塗材RE:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり
③	コンクリート化粧打放し(RE-T) 高圧洗浄の上、可とう形複層塗材E:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり
④	堅樋:ステンレス管100φ 清掃
⑤	堅目地
⑥	シーリング 撤去 PS-2・新設 PU-2
⑦	打継目地
⑧	シーリング 撤去・新設 PU-2
⑨	サッシ廻り、開口部廻り シーリング 撤去・新設 PU-2、MS-2
⑩	手摺:ステンレスパイプ50φ 清掃
⑪	

※()内 線図はA3図面の縮尺を示す
 神奈川県循環器呼吸器センター中央西棟大規模修繕工事

----- 改修範囲図

建具表

記号 名称	片開きドア
形状	
室名・個数	2階 廊下 1
材料・仕上・見込	ステンレス SOP (再塗装) 70
硝子	ランマ:FL-5
附属金物	附属金物一式



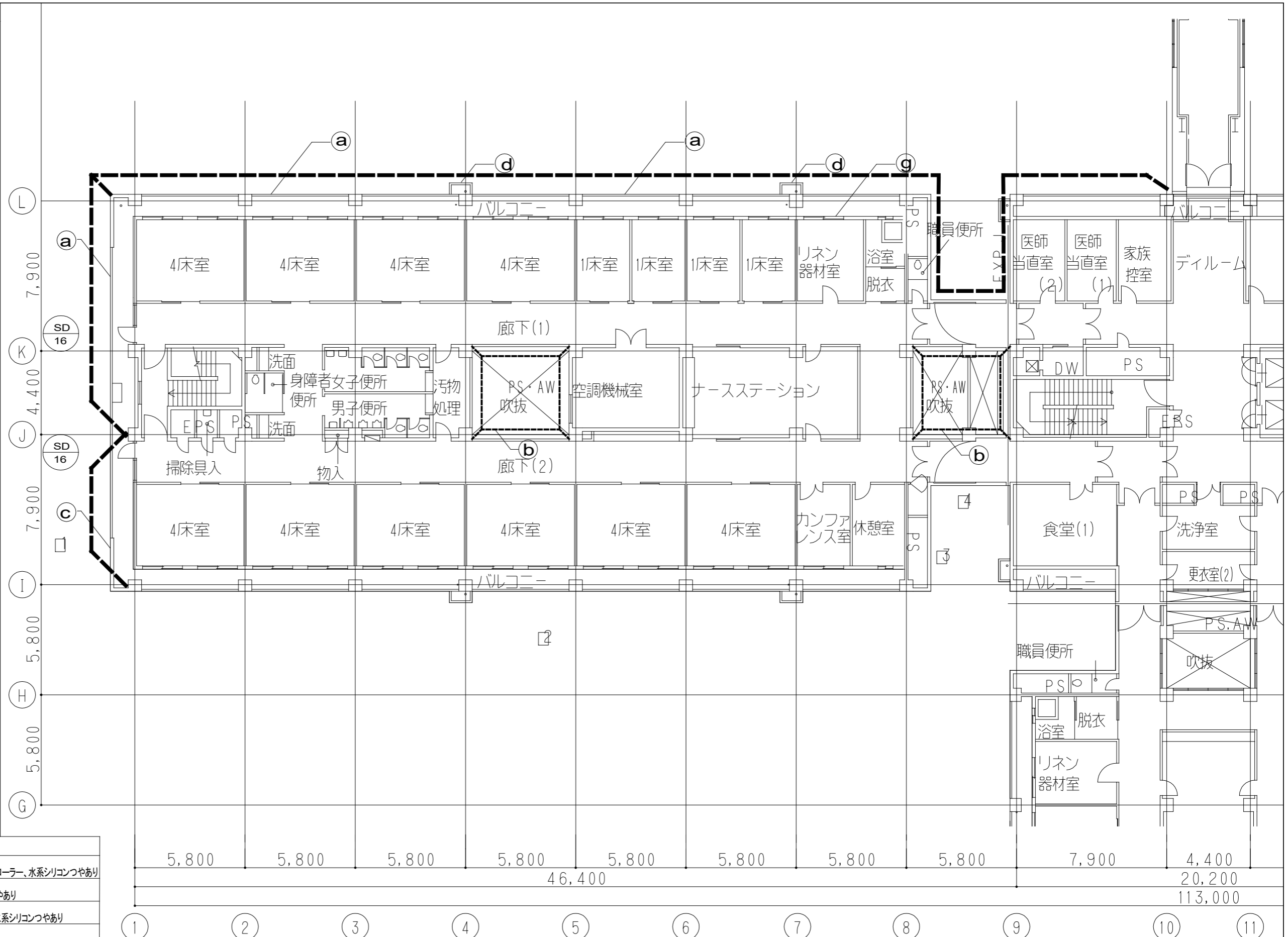
符号	項目
(a)	コンクリート化粧打放し(RE-T) 高圧洗浄+下地補修の上、可とう形複層塗材E:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり
(b)	コンクリート化粧打放し(RE-T) 可とう形改修塗材RE:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり
(c)	コンクリート化粧打放し(RE-T) 高圧洗浄の上、可とう形複層塗材E:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり
(d)	堅樋:ステンレス管100φ 清掃
(e)	堅目地
(f)	シーリング 撤去 PS-2・新設 PU-2
(g)	打継目地
(h)	シーリング 撤去・新設 PU-2
(i)	サッシ廻り、開口部廻り シーリング 撤去・新設 PU-2、MS-2
(j)	手摺:ステンレスパイプ50φ 清掃

※()内 欄内はA3図面の縮尺を示す
 神奈川県循環器呼吸器センター中央西棟大規模修繕工事

----- 改修範囲図

建具表

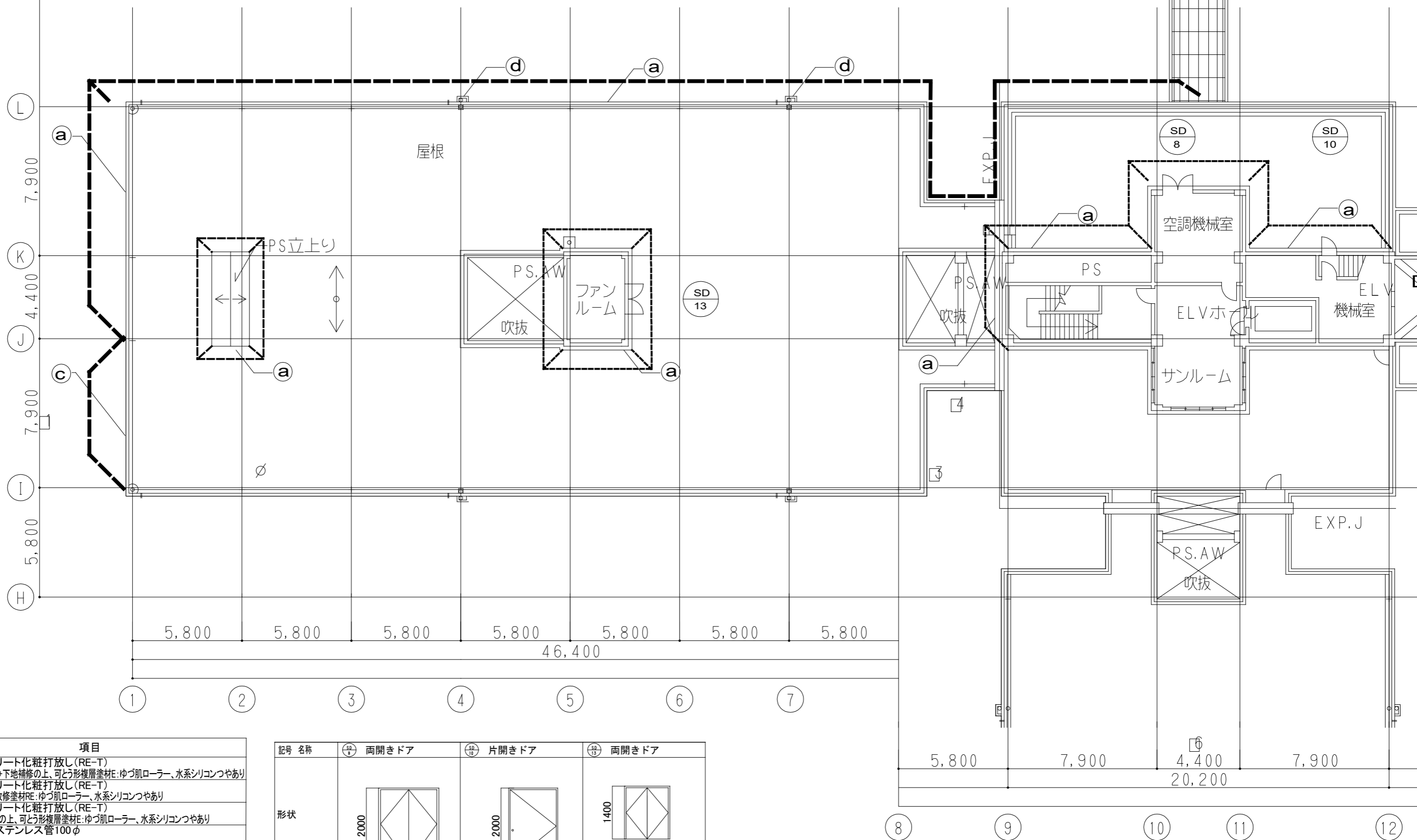
記号名称	片開きドア
形状	
室名・個数	3階 廊下 1
材料・仕上・見込	ステンレス SOP (再塗装) 70
硝子	ランマ:FL-5
附属金物	附属金物一式



符号	項目
a	コンクリート化粧打放し(RE-T) 高圧洗浄+下地補修の上、可とう形複層塗材E:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり
b	コンクリート化粧打放し(RE-T) 可とう形改修塗材RE:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり
c	コンクリート化粧打放し(RE-T) 高圧洗浄の上、可とう形複層塗材E:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり
d	竪樋:ステンレス管100φ 清掃
e	竪目地 シーリング 撤去 PS-2・新設 PU-2
f	打継目地 シーリング 撤去・新設 PU-2
g	サッシ廻り、開口部廻り シーリング 撤去・新設 PU-2、MS-2
h	手摺:ステンレスパイプ50φ 清掃
i	

※()内 欄内はA3版の縮尺を示す
 神奈川県循環器呼吸器センター中央西棟大規模修繕工事

----- 改修範囲図

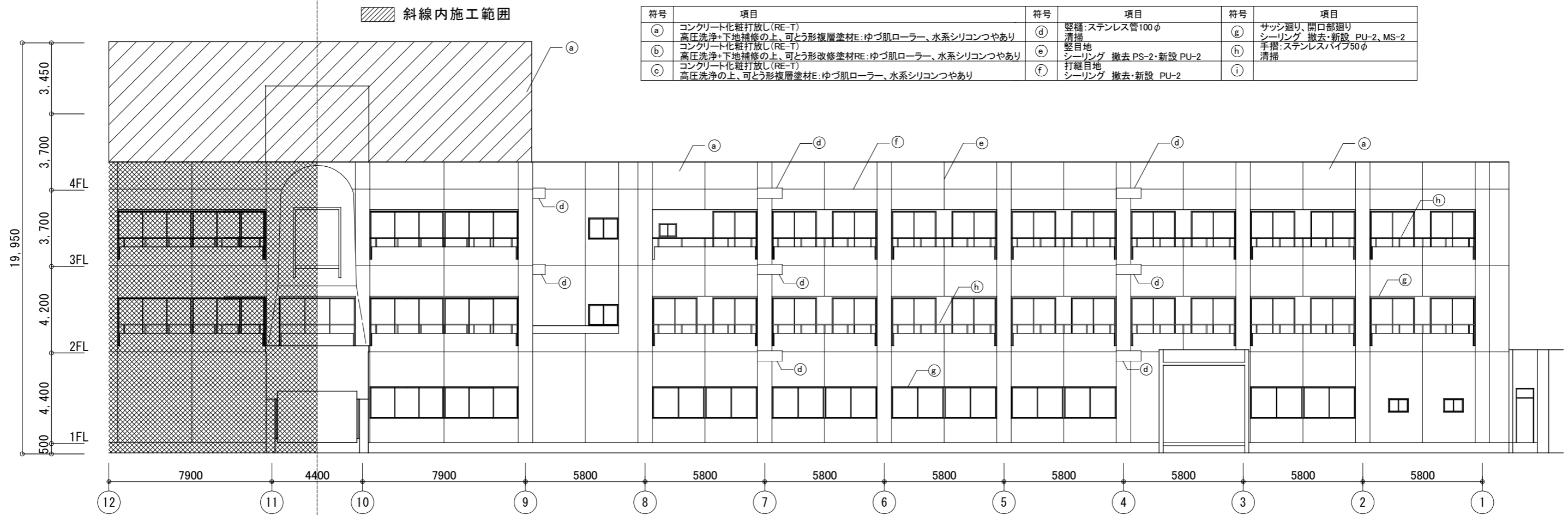


符号	項目
(a)	コンクリート化粧打放し(RE-T) 高圧洗浄+下地補修の上、可とう形復層塗材E:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり
(b)	コンクリート化粧打放し(RE-T) 可とう形改修塗材RE:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり
(c)	コンクリート化粧打放し(RE-T) 高圧洗浄の上、可とう形復層塗材E:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり
(d)	堅樋:ステンレス管100φ 清掃
(e)	堅目地 シーリング 撤去 PS-2・新設 PU-2
(f)	打継目地 シーリング 撤去・新設 PU-2
(g)	サッシ廻り、開口部廻り シーリング 撤去・新設 PU-2、MS-2
(h)	手摺:ステンレスパイプ50φ 清掃
(i)	

記号 名称	⑧ 両開きドア	⑨ 片開きドア	⑩ 両開きドア
形状			
室名・個数	R階 空調機械室 1	R階 ファンルーム 1	R階 ファンルーム 2
材料・仕上・見込	スチール SOP (再塗装) 70	スチール SOP (再塗装) 70	スチール SOP (再塗装) 70
硝子	-	-	-
附属金物	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式

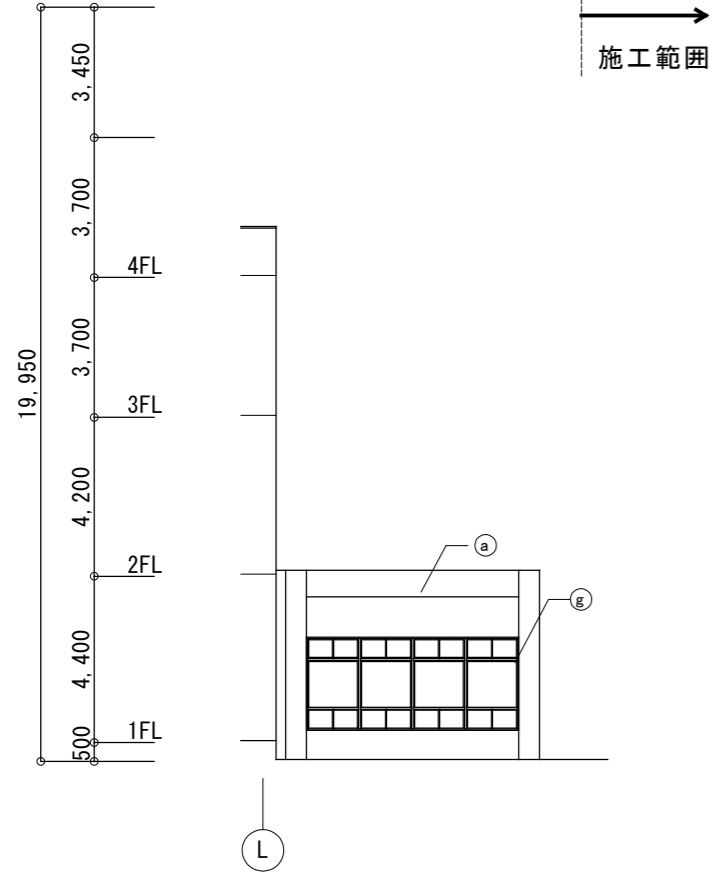
----- 改修範囲図

※()内 縮尺はA3縮尺の縮尺を示す
 神奈川県循環器呼吸器センター中央西棟大規模修繕工事

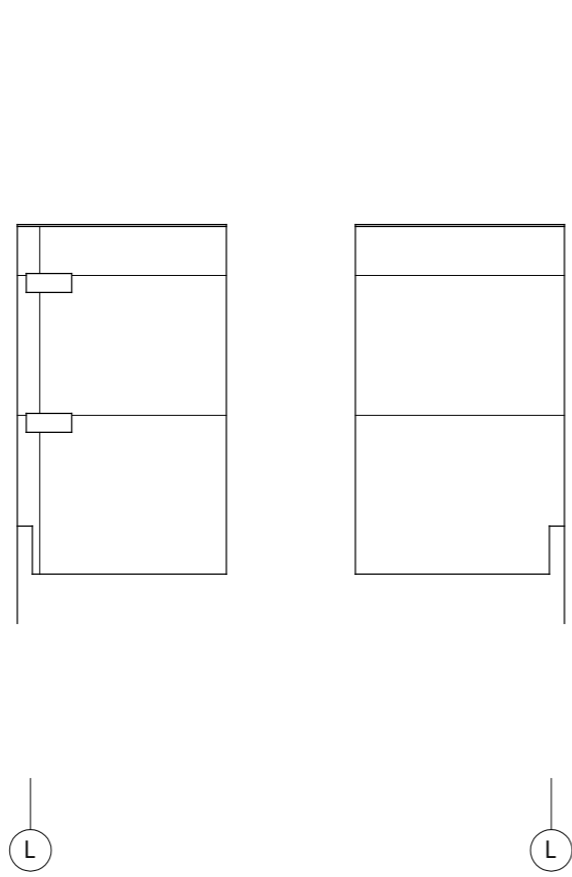


符号	項目	符号	項目	符号	項目
(a)	コンクリート化粧打放し(RE-T) 高圧洗浄+下地補修の上、可とう形複層塗材E:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり	(d)	壁樋:ステンレス管100φ 清掃	(g)	サッシ廻り、開口部廻り シーリング 撤去・新設 PU-2、MS-2
(b)	コンクリート化粧打放し(RE-T) 高圧洗浄+下地補修の上、可とう形改修塗材RE:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり	(e)	壁目地 シーリング 撤去 PS-2・新設 PU-2	(h)	手摺:ステンレスパイプ50φ 清掃
(c)	コンクリート化粧打放し(RE-T) 高圧洗浄の上、可とう形複層塗材E:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり	(f)	打継目地 シーリング 撤去・新設 PU-2	(i)	

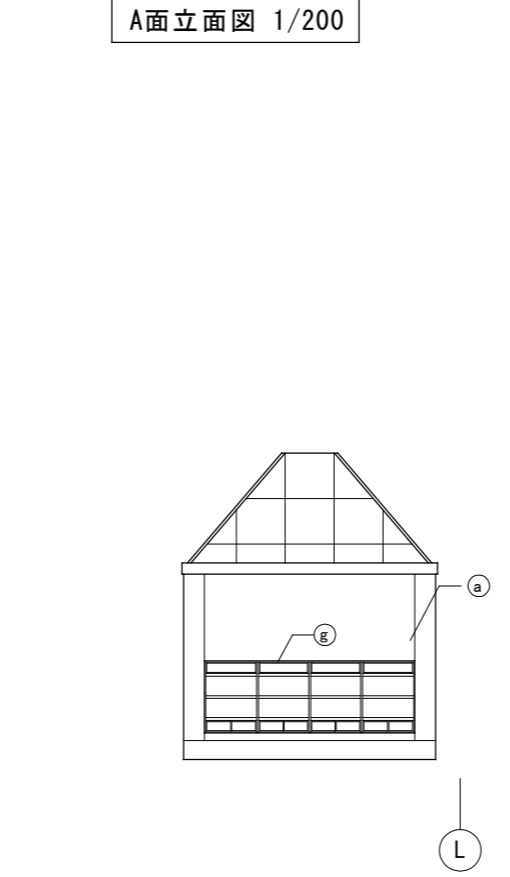
A面立面図 1/200



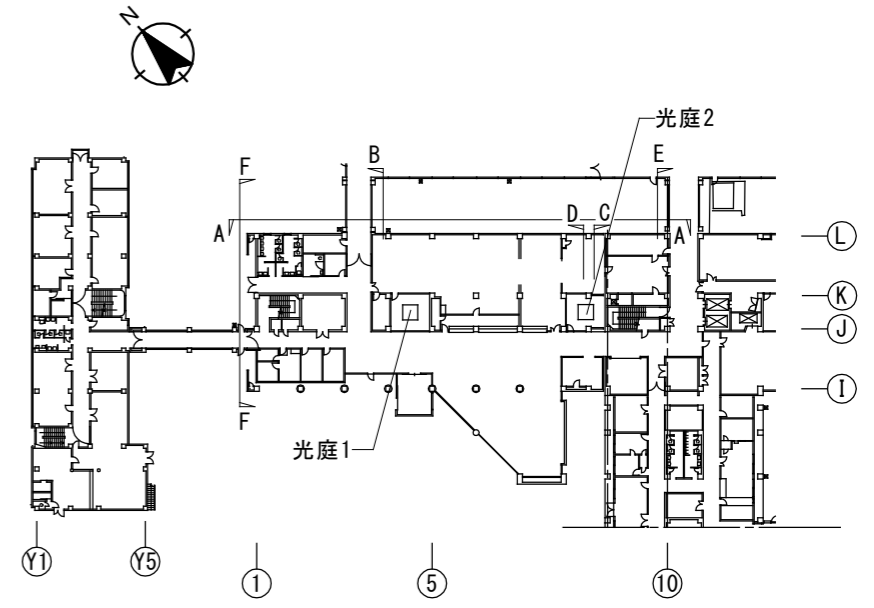
B面立面図 1/200



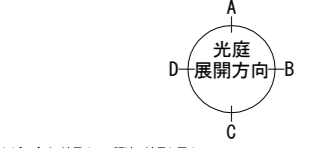
C面立面図 1/200



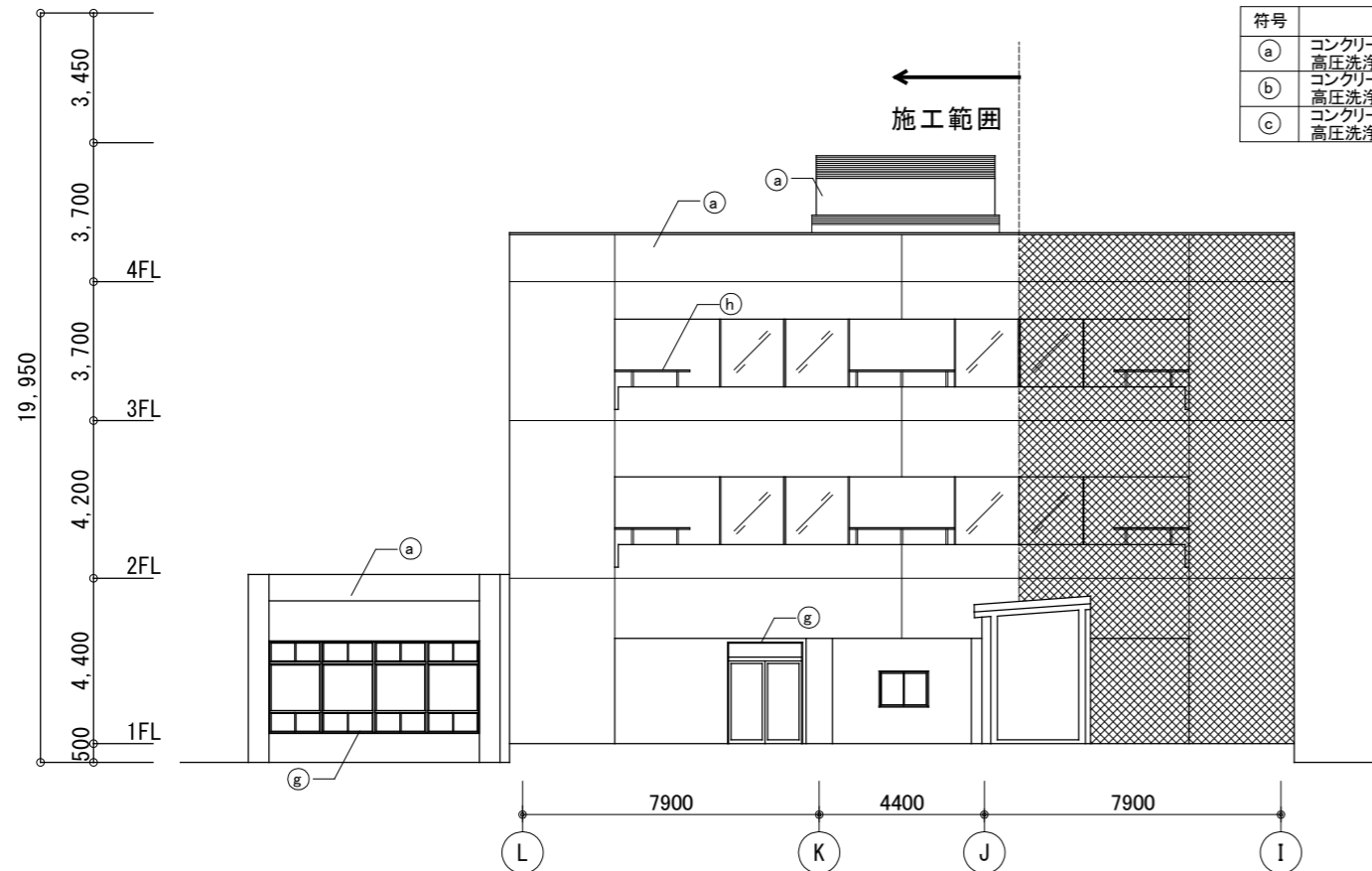
D面立面図 1/200



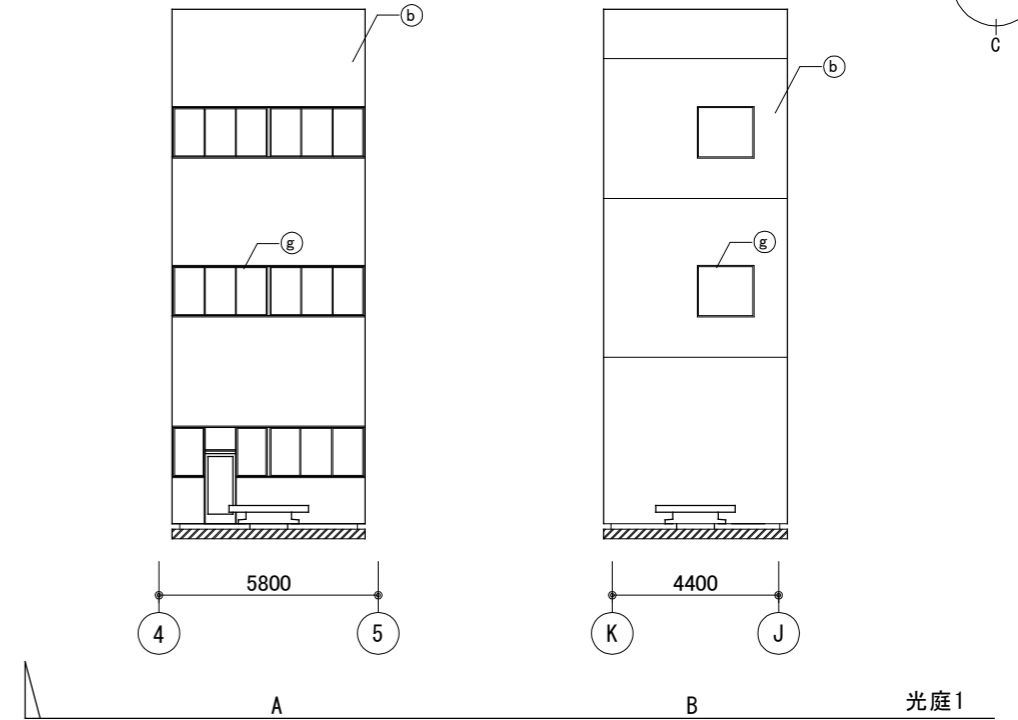
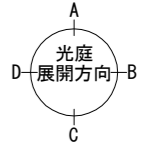
キープラン 1/1,000



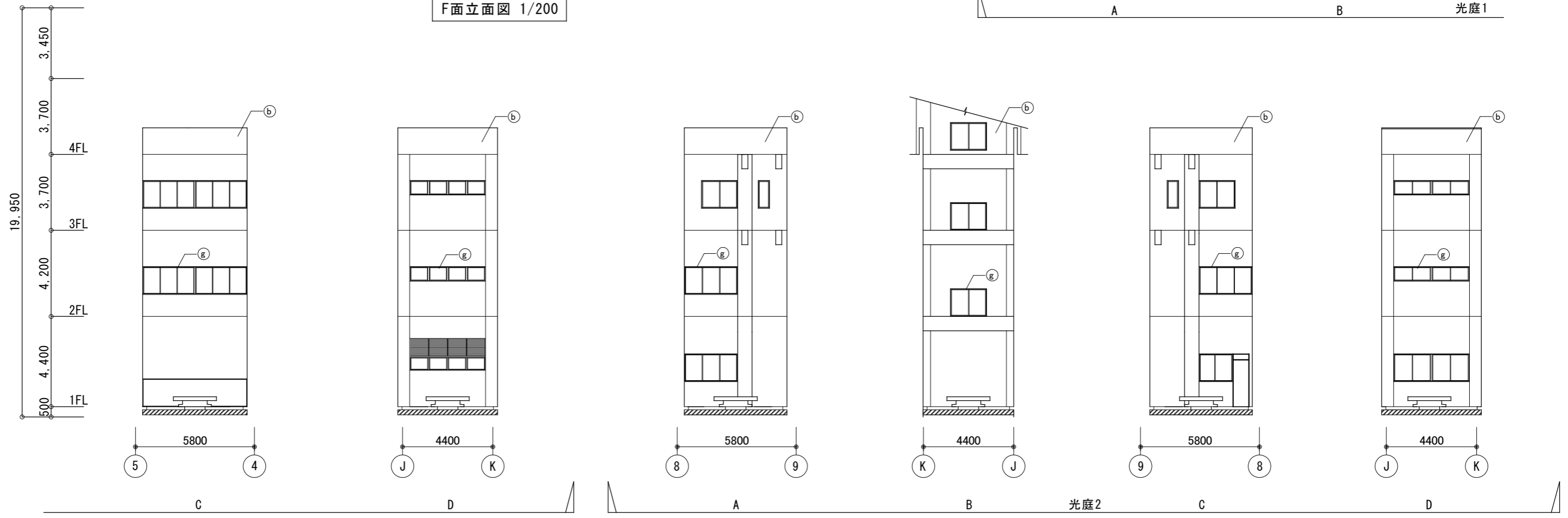
※()内 数字はA3規格の縮尺を示す
神奈川県循環器呼吸器センター中央西棟大規模修繕工事



符号	項目	符号	項目	符号	項目
a	コンクリート化粧打放し(RE-T)	d	縦樋:ステンレス管100φ	g	サッシ廻り、開口部廻り
b	高圧洗浄+下地補修の上、可とう形複層塗材E:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり	e	清掃	h	シーリング 撤去・新設 PU-2、MS-2
c	高圧洗浄+下地補修の上、可とう形改修塗材RE:ゆづ肌ローラー、水系シリコンつやあり	f	堅目地	i	手摺:ステンレスパイプ50φ
			シーリング 撤去・新設 PU-2		清掃
			打継目地		
			シーリング 撤去・新設 PU-2		



F面立面図 1/200



※()内 数字はA3規格の縮尺を示す
 神奈川県循環器呼吸器センター中央西棟大規模修繕工事